

第50回 新潟市緑化審議会

議案第1号

保存樹等の指定について(諮問)

令和元年9月3日(火)午後2時00分
(新潟市役所本館 第3委員会室)

保存樹等の指定数

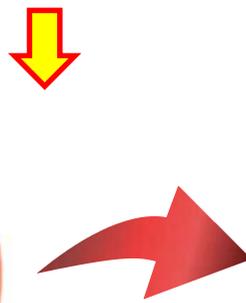
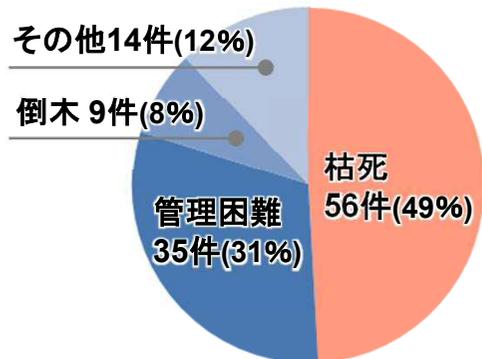
表1: 保存樹等指定状況(R1年9月現在)

種 別	指定状況	
保存樹	233本	
保存樹林 (300㎡以上)	16件	37,098㎡
保存樹林 (生垣)	7件	327.9m

表2: 保存樹等指定・解除件数
(H18年度末～R1年9月現在)

種 別	指定	解除	増減
保存樹	99	105	-6
保存樹林 (300㎡以上)	3	8	-5
保存樹林生垣	8	1	+7
合計	110	114	-4

グラフ3: 指定解除原因の内訳
(H18年度末～R1年9月現在)

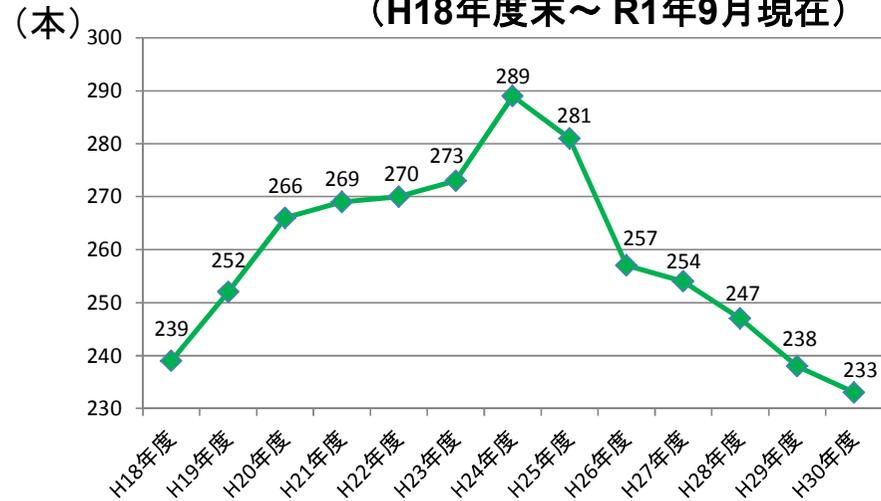


枯死56件のうち41件(73%)が松くい虫被害によるもの

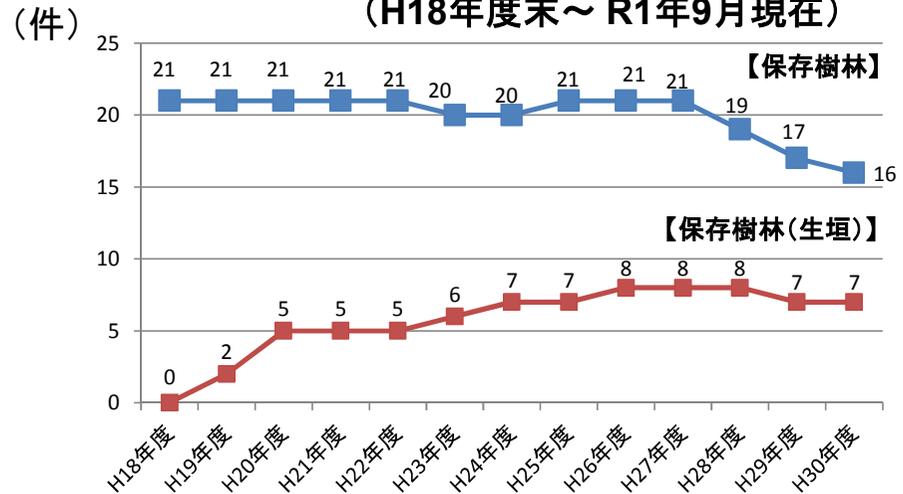
↓

松くい虫防除の補助の活用を所有者へ周知し
被害の軽減に努めています

グラフ1: 保存樹の指定推移
(H18年度末～R1年9月現在)



グラフ2: 保存樹林の指定推移
(H18年度末～R1年9月現在)



議案第1号 保存樹等の指定について(諮問)

「新潟市樹木の保存及び緑化の推進に関する条例」第7条に基づき、下記の樹木を保存樹等に指定してよろしいか諮問します。

【保存樹等の指定基準】

新潟市樹木の保存及び緑化の推進に関する条例施行規則第3条に規定

申請樹木

樹木 番号	所在地	樹種	幹周 (m)	樹高 (m)
1	西区赤塚	エノキ	2.4	14
2	西区赤塚	エノキ	2.2	13
3	西区赤塚	エノキ	2.3	12

1. 保存樹

次の①～⑤の一つに該当し、健全で、かつ、樹容が美観上すぐれているもの。

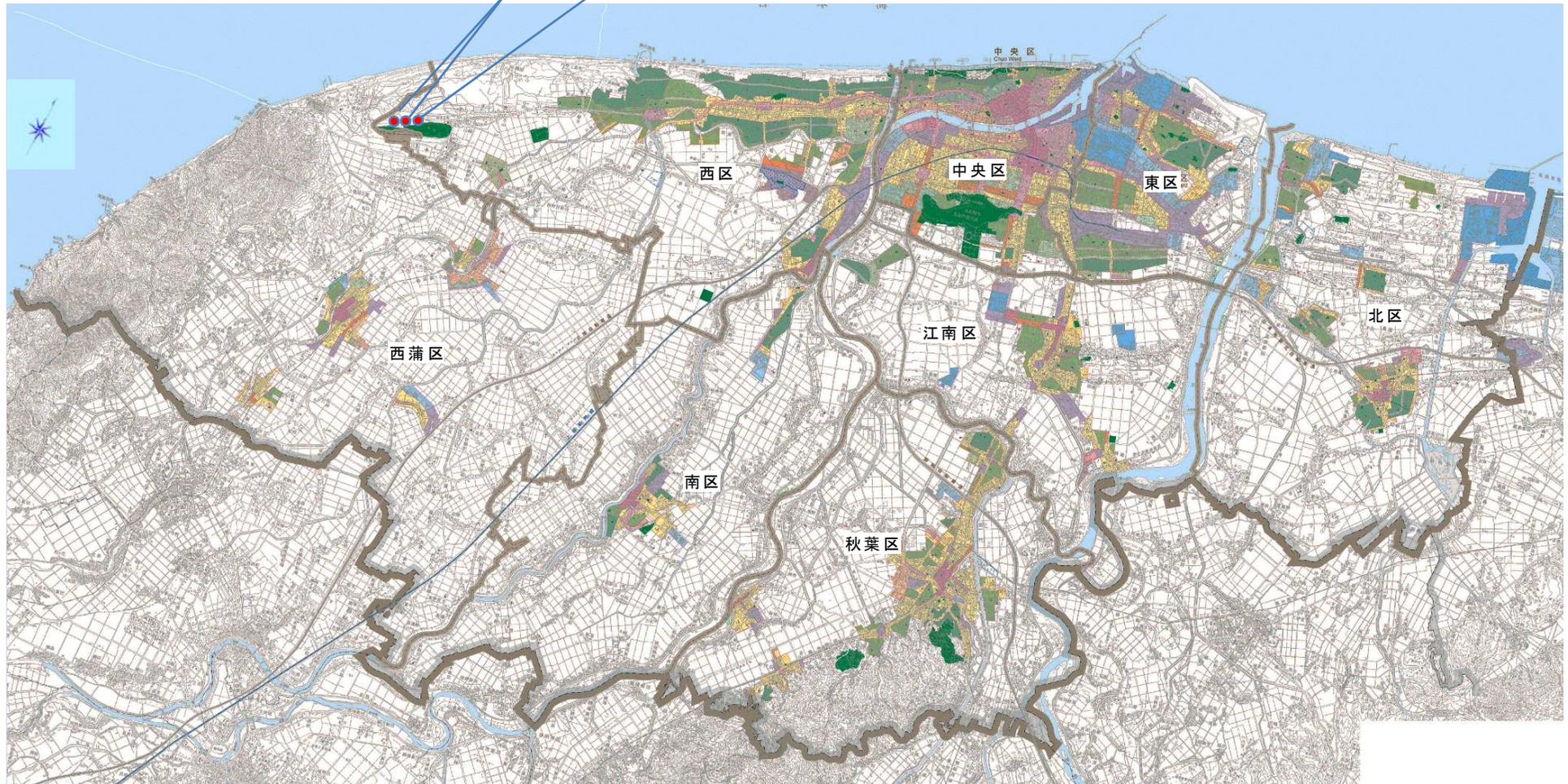
- ① 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.2m以上であること。
- ② 高さが12m以上であること。
- ③ 株立ちした樹木で、高さが2.5m以上であること。
- ④ はんと性樹木で、枝葉の面積が20㎡以上であること。
- ⑤ 希少又は珍重価値が、特にすぐれていること。

指定申請された樹木等の位置図

議案第1号 保存樹等の指定について(諮問)

樹木2、3 【西区 赤塚】
樹種：エノキ

樹木1 【西区 赤塚】
樹種：エノキ



申請樹木1～3

(全てエノキ)

エノキ

【エノキ属】

- ・本州から九州の山林中にはえ、道路わきなど一里塚の目印として栽植される落葉高木
- ・高さは20m、幹の直径は1mにもなる
- ・春には花が咲き、秋には核果が橙色に熟し食べることができる
- ・古名はエ



参考文献: 牧野富太郎(1997)『原色牧野植物大図鑑』(離弁花・単子葉植物編)北隆館.

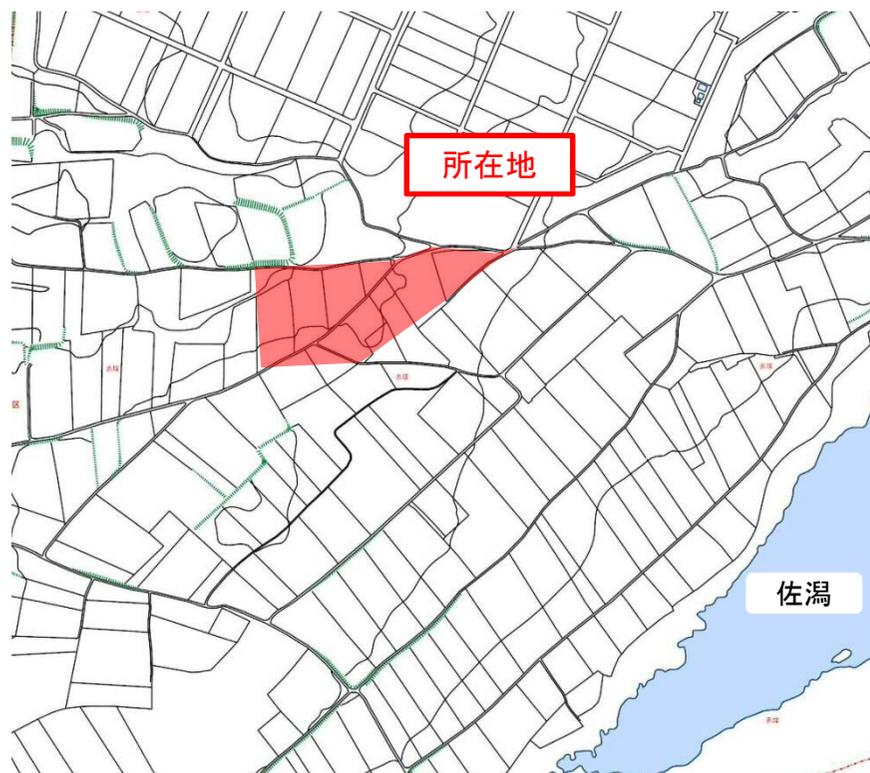
web: 庭木図鑑植木ペディア イトヒバ用語解説 参照

申請樹木 1 所在地

議案第1号 保存樹等の指定について(諮問)

所在地	申請樹木	樹種	幹周 (m)	樹高 (m)
西区赤塚	1	エノキ	2.4	14

所在地周辺図



所在地航空写真



申請樹木 1 (エノキ) 全体

議案第1号 保存樹等の指定について(諮問)

撮影位置①



撮影位置②



令和元年7月16日撮影

①



北東側より撮影

②



南西側より撮影

申請樹木 1 (エノキ) 枝葉・幹

議案第1号 保存樹等の指定について(諮問)

令和元年7月16日撮影



申請樹木 1 (エノキ) 樹高

議案第1号 保存樹等の指定について(諮問)

令和元年7月16日撮影

樹高
14m
撮影位置



申請樹木 1 (エノキ) 幹周

議案第1号 保存樹等の指定について(諮問)

令和元年7月16日撮影

幹 周

2.4m

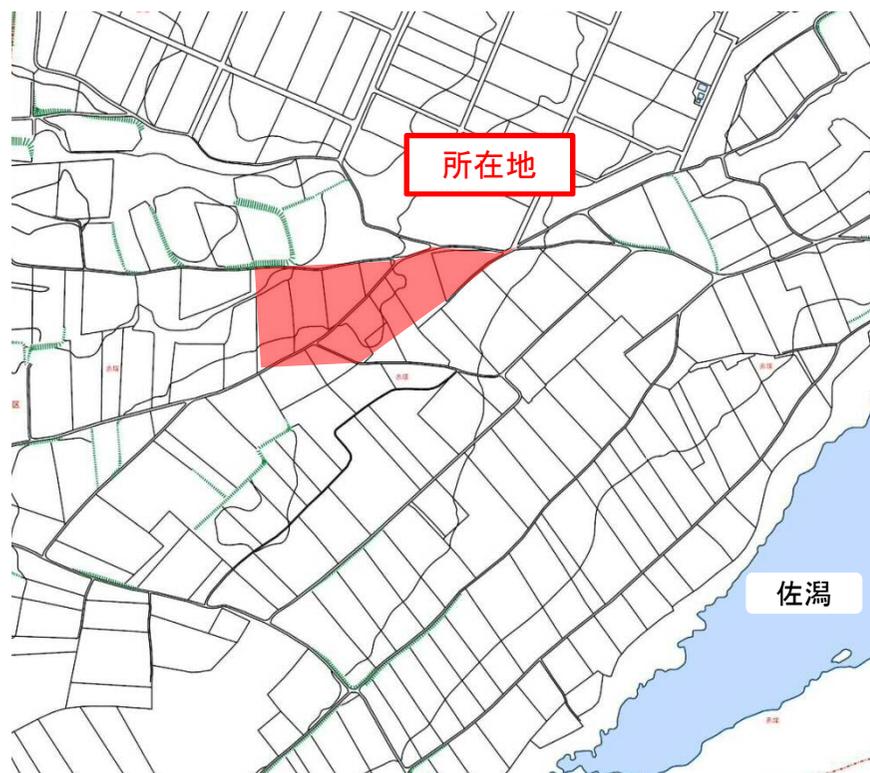


申請樹木 2 所在地

議案第1号 保存樹等の指定について(諮問)

所在地	申請樹木	樹種	幹周 (m)	樹高 (m)
西区赤塚	2	エノキ	2.2	13

所在地周辺図



所在地航空写真



申請樹木 2(エノキ) 全体

議案第1号 保存樹等の指定について(諮問)

令和元年7月16日撮影

撮影位置①

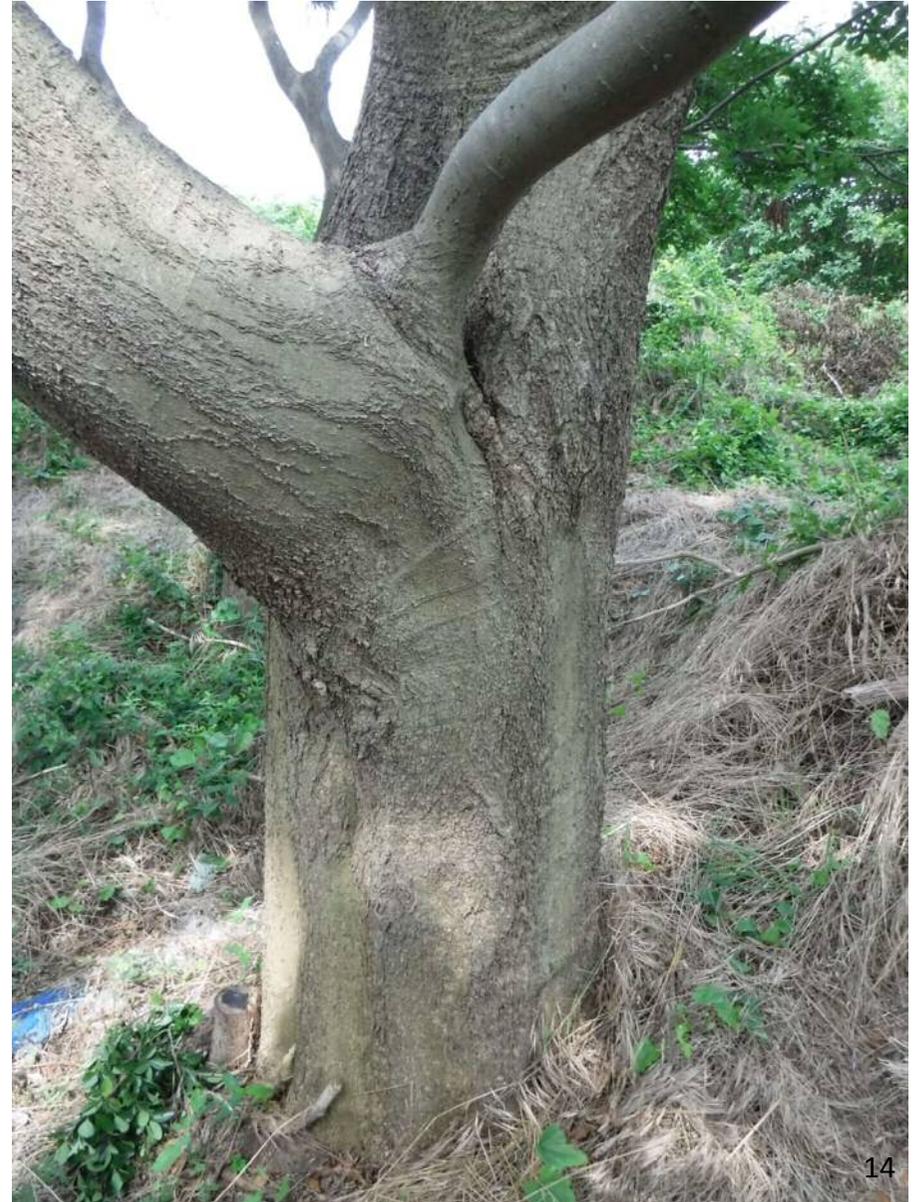


東側より撮影

申請樹木 2(エノキ) 枝葉・幹

議案第1号 保存樹等の指定について(諮問)

令和元年7月16日撮影



申請樹木 2(エノキ) 樹高

議案第1号 保存樹等の指定について(諮問)

令和元年7月16日撮影

樹高

13m

撮影位置



南東側より撮影

申請樹木 2(エノキ) 幹周

議案第1号 保存樹等の指定について(諮問)

令和元年7月16日撮影

幹 周
2.2m

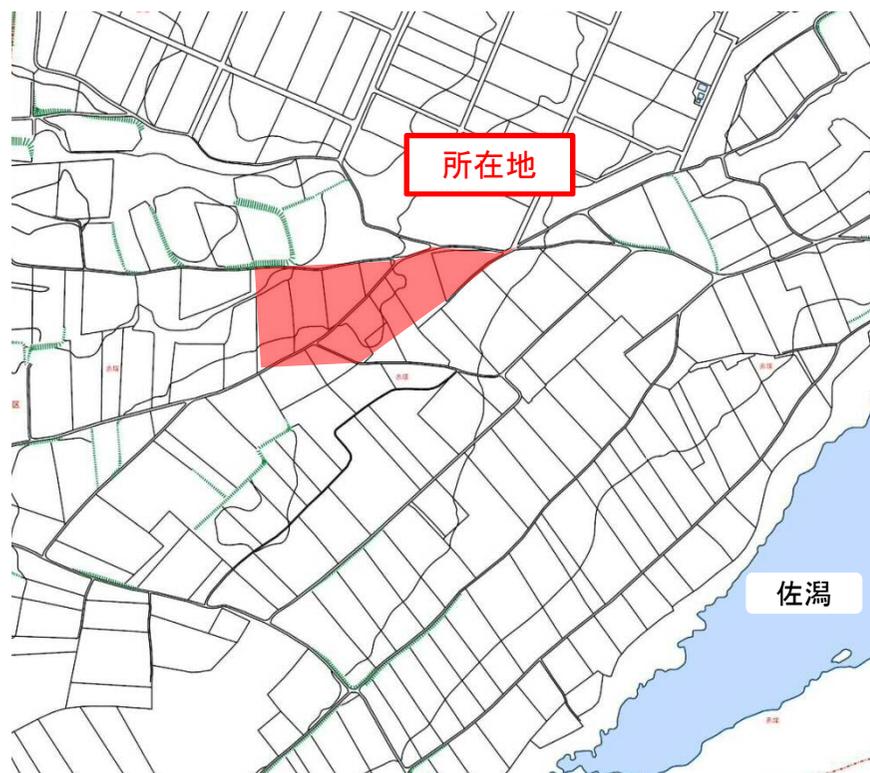


申請樹木 3 所在地

議案第1号 保存樹等の指定について(諮問)

所在地	申請樹木	樹種	幹周 (m)	樹高 (m)
西区赤塚	3	エノキ	2.3	12

所在地周辺図



所在地航空写真



申請樹木 3(エノキ) 全体

議案第1号 保存樹等の指定について(諮問)



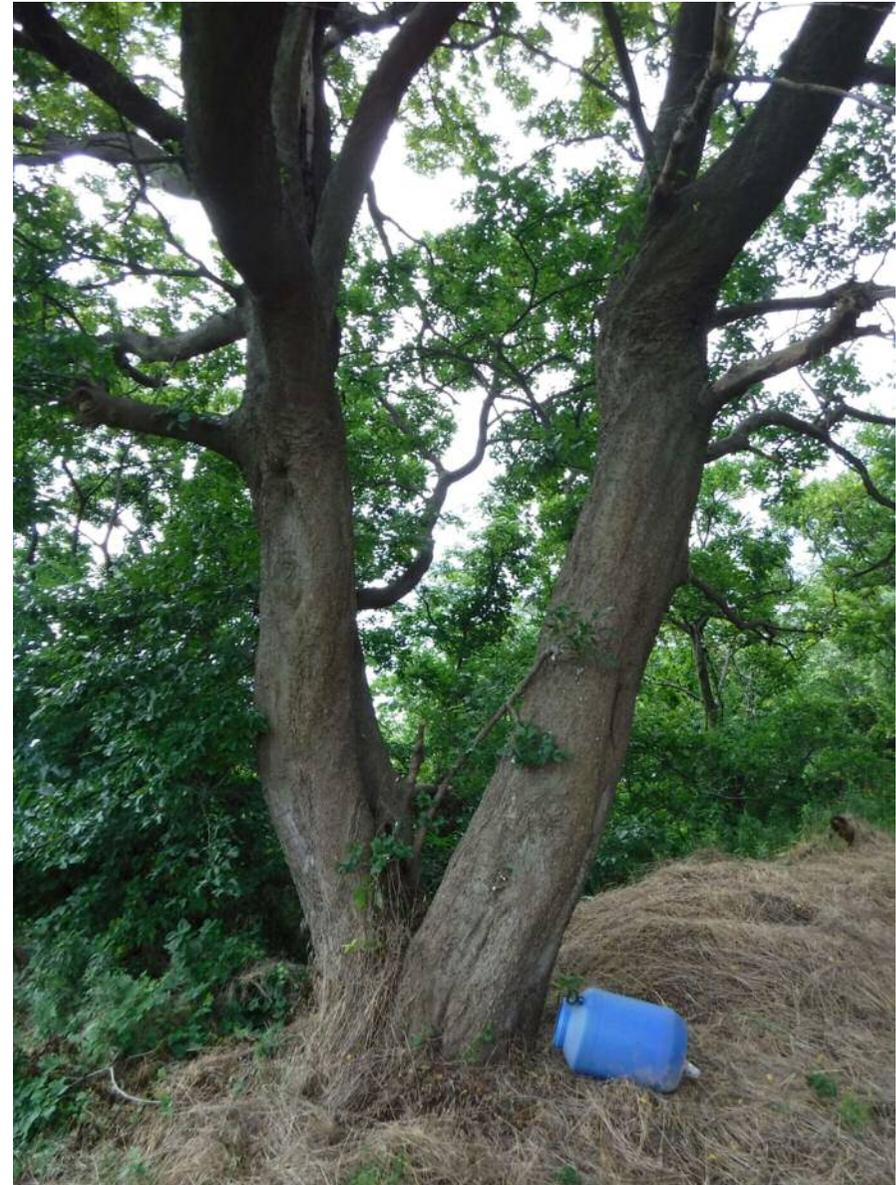
令和元年7月16日撮影



申請樹木 3(エノキ) 枝葉・幹

議案第1号 保存樹等の指定について(諮問)

令和元年7月16日撮影



申請樹木 3(エノキ) 樹高

議案第1号 保存樹等の指定について(諮問)

令和元年7月16日撮影

樹高

12m



12mポール



南東側より撮影

申請樹木 3(エノキ) 幹周

議案第1号 保存樹等の指定について(諮問)

令和元年7月16日撮影

幹 周
2.3m



参考

申請樹木2、3について

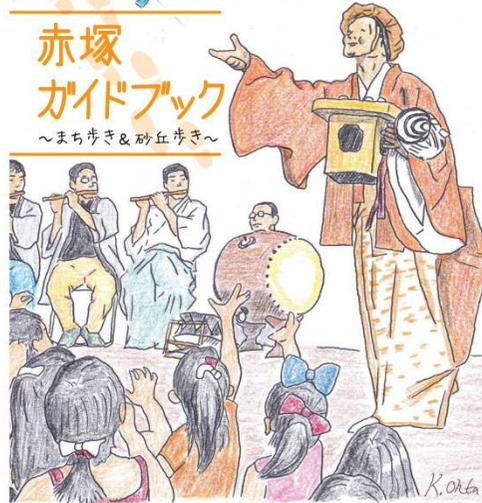


申請樹木について(砂丘ウォーキング)



赤塚 ガイドブック

～まち歩き&砂丘歩き～



○制作/赤塚・佐潟地図研究会
○発行/新潟市西区農政改進黨
○ガイド申込/赤塚・佐潟歴史ガイド
☎070-2805-0141
2018年6月発行

赤塚・佐潟地図研究会

砂丘コース

砂丘コースは、全長76kmにも及ぶ新潟砂丘の南端部に位置する広大な砂丘地に設定されています。ほぼ全域が農地となっており、標高が50mを超える「見晴らしの丘展望台」からは360度の素晴らしいパノラマが展開します。佐潟からぜひ足を延ばしてみてください。新潟にこんな所があったのかと思うくらいです。

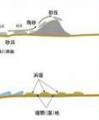
砂丘ウォーキングコース
(所要時間3~4時間、全長7.5km(※オプション 全長6.5km))
行程 ①~⑫

ミニ知識

新潟砂丘:現在の海岸線に沿ってみられる砂丘(新砂丘)は全長約76kmにも及ぶ日本最長の海岸砂丘です。この砂丘を含めた新砂丘は10列ほどから成りますが、最も古い亀田砂丘(新砂丘)は海岸線から10kmも内陸にあり、約7,600~4,800年前に形成されたことがわかっています。



砂丘:砂丘上で風に吹き飛ばされた大量の砂が内陸側に堆積して形成された丘状の地形。
浜堤:砂浜海岸において波の到達限界付近に打ち上げられた砂や礫が堆積して形成される連続状の高まり。複数の浜堤が並列したものは浜堤列と呼ばれます。浜堤と浜堤の間くぼみは湿地となっています。



バラボリック(放物線)砂丘:湿度の植生に被覆された砂丘の風上側斜面の砂が吹き飛ばされ、谷状の凹地をつくるとともに、飛ばされた砂が風下側に堆積し、バラボリック(山字)型の地形を生じたもの。主に冬季の北西季節風によって形成されたと考えられます。ウォーキングマップで黄土色に彩色されたU字状の部分がバラボリック砂丘です。



11 AKAFISHA GUIDEXBOOK 佐潟には大湧水といふところがあります。さてこの大湧水の泉はどこの水が湧き出したものと推測している? ア 角田山 の湧き水 イ 信濃川の水 ウ 砂丘に降った雨の水 答え:10~12の本文から読み取ってください。

- ① 線状に並ぶ湧水地
佐潟北岸の海岸線から木山方面にかけて地下水の湧出地が線状に分布しています。これと同じ地下水が佐潟や御手洗湖の水源となっています。写真右は大山殿(すま)社。
- ② 神社
延喜式神名帳に船江神社と記述された古社です。古い伝説では、1092年の地震で神社と集落が修断し、以降「船江神社」と呼ばれています。御手洗湖は船江神社参拝の際に身を清めるに使われたことからその名がつけられました。
- ③ 浜堤列と御手洗湖
浜堤*がつくる高まりと高まりの間の凹地に地下水が湧き出てきたのが御手洗湖です。この先の上り坂は、浜堤を覆う砂丘(新砂丘)がつくる斜面で、④の展望台付近がその緩峻となります。
- ④ 見晴らしの丘展望台
新潟砂丘*の最高所の一つです。日本海側を自をると佐潟から農圃、陸側に目を転ずると、北から角田山、月山、飯倉連峰、粟ヶ岳、守門、越後三山、巻機山、岳場山から弥生・角田と360度のパノラマが展開します。
- ⑤⑥⑦ バラボリック砂丘*
冬季北西からの強風によって砂が吹き飛ばられてきた丘状の地形。上方部分が欠落していますが、バラボリック砂丘の形跡をとどめています。土地改良以前はこうした地形が数多く存在していました。
- ⑧ 地すべり地形
足元の崖とそこから角田山の方角に向かって伸びる弓状の凹地。さらに左側の緩い高まりが地すべりによってできた地形と考えられます。長さ1,100m、幅550mという大規模なもので、砂丘地には珍しい地形です。

- ⑧ 越前浜と佐潟眺望
道がここで途切れますが、目の前は日本海が広がり、晴れた日には佐潟が手に取るように眺望できます。左手には越前浜の集落が見えます。道の左手にある谷は大きなバラボリック砂丘です。
- ⑨ 馬蹄形侵食地形
佐潟南岸は急な崖で限られますが、その崖の下で農に出ています。これは新砂丘が形成される以前に崖が崩れて侵食されてきた地形と考えられます。道を走ると、飛ばされた砂が高まりをつくっているのがわかります。
- ⑩ 赤塚地区土地改良事業の碑 オプション
1988(昭和63)年~1997(平成9)年にかけて実施された赤塚地区の土地改良事業の完了を記念して建てられた碑。この事業によって、起伏に富む未整理地が平坦化され、有史最大級の砂丘農地が誕生しました。
- ⑪ 大清水湿地 オプション
佐潟上湖末端部の湧水地です。セリなど水辺の植物が豊富に自生しているほか、セシジトトンボなどの珍しい生物もみられます。湿地となっていますので、優しく歩きましょう。
- ⑫ 新潟砂丘・越後の丘 オプション
新潟砂丘で最も高いポイントにある展望台。角田山を身近に望めるほか、眼下に越前浜、角田山、そして日本海に浮かぶ佐潟を一望できます。

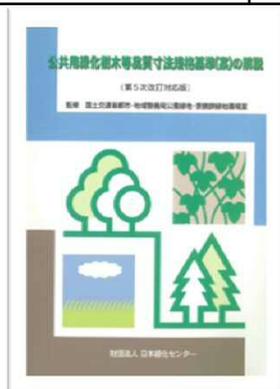
コラム 赤塚砂丘のシンボル「気になる樹」

ウォーキングルート中の最高所(標高54m)近くに立つ2本のエノキの大樹木。佐潟水鳥・湿地センターから見たら、1本の「ごんもり」として丸い樹木に見えます。なんと新幹線の地形からも確認できます。

国土交通省監修 公共用緑化樹木の品質規格表(案)

【 樹 姿 】

項 目	規 格
樹形(全形)	樹種の特性に応じた自然樹形で、樹形が整っていること。
幹(高木にのみ適用)	幹が、樹種の特性に応じ、 ^{たんかん} 単幹もしくは株立状であること。但し、その特性上、幹が斜上するものはこの限りでない。
^{しょう} 枝葉の配分	配分が、四方に均等であること。
^{しょう} 枝葉の密度	樹種の特性に ^{せつかん} 応じて節間が詰まり、 ^{しょう} 枝葉密度が良好であること。
下枝の位置	^{じゅかん} 樹冠を形成する一番下の枝の高さが、適正な位置にあること。



参考文献

(財)日本緑化センター(2009)『公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案)の解説』国土交通省監修

保存樹等の指定について(条例)

「新潟市樹木の保存及び緑化の推進に関する条例」 第7条第1項の規定に基づき、申請樹木を保存樹に指定してよろしいか諮問します。



第7条 市長は、良好な緑の自然環境を確保し、かつ、美観風致を維持するため必要があると認める場合は、市長が別に規則で定める基準に該当する樹木又は樹木の集団(以下「樹木等」という。)を審議会の意見をきいて、保存樹又は保存樹林(以下「保存樹等」という。)として指定することができる。

保存樹等の指定について(指定基準①)

【保存樹の指定基準】

新潟市樹木の保存及び緑化の推進に関する条例施行規則第3条に規定

保存樹

次の①～⑤の一つに該当し、健全で、かつ、樹容が美観上すぐれているもの。

- ① 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.2m以上であること。
- ② 高さが12m以上であること。
- ③ 株立ちした樹木で、高さが2.5m以上であること。
- ④ はんと性樹木で、枝葉の面積が20㎡以上であること。
- ⑤ 希少又は珍重価値が、特にすぐれていること。

保存樹等の指定について(事例紹介)

【事例1】

保存樹

- ① 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.2m以上であること。
- ② 高さが12m以上であること。



指定番号	99
指定年月日	S51.12.1
所在地	中央区女池
樹種	タブノキ
幹周り	3.5m
樹高	18m

保存樹

③ 株立ちした樹木で、高さが2.5m以上であること。



指定番号	370
指定年月日	H.26.2.19
所在地	南区中山
樹種	イチイ
幹周り	0.3m
樹高	2.6m



保存樹等の指定について(事例紹介)

保存樹

- ④ はんと性樹木で、枝葉の面積が20㎡以上であること。

事例はありません。

※はんと性樹木とは
一例として、藤棚のフジなど



はんと性【**攀登**】: 高い山などをよじのぼること。

(参考文献: 松村明編(2006)『大辞林』第三版, 三省堂.)

保存樹

⑤ 希少又は珍重価値が、特にすぐれていること。



指定番号	82
指定年月日	S.51.12.1
所在地	西区曾和 (曾和神明宮)
樹種	サイカチ
幹周り	—
樹高	—

樹種、樹齡、エピソード
などから希少又は珍重価値を判定

保存樹等の指定について(指定基準②)

【保存樹林の指定基準】

新潟市樹木の保存及び緑化の推進に関する条例施行規則第3条に規定

保存樹林

次の①、②のうち一つに該当し、その集団に属する樹木が**健全**で、かつ、その集団が**良好な生活環境を維持し、美観上すぐれている**もの。

- ① その集団が存する土地の面積が、300㎡以上であること。
- ② 生垣をなす樹木の集団で、その生垣の長さが20m以上であること。

※ 今回、樹木の集団の申請はありません。

保存樹林

- ① その集団が存する土地の面積が、300㎡以上であること。



指定番号	樹林10
指定年月日	S50.11.13
所在地	東区津島屋（津島屋諏訪神社内）
主な樹種	ケヤキ
樹高	18m
面積	2,200㎡

保存樹林

- ② 生垣をなす樹木の集団で、その生垣の長さが20m以上であること。



指定番号	生垣3
指定年月日	H21.1.1
所在地	西区五十嵐2の町
樹種	ネズミモチ
生垣の長さ	105.2m

保存樹等に対して市が行う支援

1.看板の設置



2.保存樹等の保存に関し必要な経費を予算の範囲内で助成

- ・報償金の交付

種 別	報奨金の額(年額)
保存樹	5,000(円/本)
保存樹林(樹木の存する土地が300㎡以上)	10(円/㎡)(上限100,000円)
保存樹林(生垣)	150(円/m)

- ・その他、予算の範囲内で樹木の保存に必要な経費を助成

3.その他

- ・松くい虫の注意喚起、管理状況のアンケート、意識調査などを実施